

# 令和5年度 就学援助制度のお知らせ



## 就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助  
イメージキャラクター  
ツクロウくん

## 1. 援助対象の方

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（要保護世帯）
- ② 生活保護法による保護を受けてないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者で、次のいずれかに該当する世帯（準要保護世帯）
  - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
  - イ 前年度において、同一生計にある者全員が市町村民税所得割非課税（税額が0円又は均等割のみ課税）である者
  - ウ 当該年度において、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給している者

※上記に該当しないが、特別な事情により就学援助を希望する方、嘉手納町立学校以外の小中学校に通学（入学を予定）しており就学援助を希望する方は、嘉手納町教育委員会教育指導課へご相談ください。

## 2. 申請に必要な書類

※対象となる児童生徒ごとに申請書を作成し提出してください（1人につき申請書1枚）。在籍校が異なる兄弟（小学校と中学校など）がいる場合は、最上位の学年が在籍する学校へまとめて提出することも可能です。※所得申告をしていない方は援助を受けられませんのでご注意ください。

区分	必要書類	備考
要保護	① 就学援助申請書（兼委任状）	各学校（幼稚園）又は教育指導課でお取りください。教育委員会 HP からダウンロードが可能です。
	② 生活保護証明書（写し）	『生活保護証明書』は中部福祉保健所での取得となります。
準要保護	① 就学援助申請書（兼委任状）	各学校（幼稚園）又は教育指導課でお取りください。教育委員会 HP からダウンロードが可能です。
	② 住民票謄本（特別） ※申請書の同意欄に住民基本台帳の確認を同意いただいている場合は省略できます。	嘉手納町役場1F 町民保険課にて発行しています。
	③ 令和4年度所得・課税証明書（令和3年中の収入内容） ※令和4年1月1日に嘉手納町にお住まいで、申請書の同意欄に所得情報等の確認を同意いただいている場合は省略できます。	<b>※生計同一者全員分が必要です。</b> 嘉手納役場1F 税務課、又は、令和4年1月1日に住民票のある市町村で取得してください。
	④ 児童扶養手当受給証書（写し） ※児童扶養手当を申請中で、証書が添付できない状況がある場合は、学校又は教育委員会へお問い合わせください。	<b>※受給している方は全員ご提出ください。</b> また、申請書の受給状況確認同意欄に同意しない場合は、受給資格状況に変更がないか追加の資料を要求する場合があります。

**※前年度就学援助の認定を受けた場合でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。**

### 3. 提出先

各在籍小・中学校、又は嘉手納町教育委員会教育指導課へご提出ください。  
嘉手納町立幼稚園在園児（次年度新1年生）は、幼稚園への提出も可能です。

### 4. 申請の流れ



#### お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



#### 申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



#### 認定の可否、通知

所得などに基づき認定の可否が決定され、教育委員会から認定のお知らせが届きます。



#### 就学援助費の支給

認定後、就学援助費が支給されます。\*援助の内容によって異なります。

### 5. 締切日・結果通知

令和5年度新入学予定者は、新入学用品費の入学前支給がおすすめです！

対象学年	申請期間	申請結果の通知
新小学1年生 新中学1年生	入学前支給対応期間（※参照） <u>令和5年1月16日（月）～令和5年2月10日（金）</u>	令和5年3月頃
新小学2～6年生 新中学2～3年生	<u>令和5年1月16日（月）～令和5年3月24日（金）</u>	令和5年4月頃

※新1年生については、上記の期間で申請していただくと、令和5年3月中旬頃に新入学用品費を入学前支給します。

※申請期間を過ぎても申請は可能ですが、援助費が一部減額になる場合や入学前の支給ができない場合があります。

申請は  
お早めに！

### 6. 援助の内容

新入学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	医療費	通学用品費
		<p>○学年によって、給付される費目が異なります。また、生活保護法による教育扶助を受けている方は、修学旅行費及び医療費についてのみ給付対象となります。</p> <p>○医療費は、学校保健法で指定された学校病（中耳炎、結膜炎、虫歯等）が対象です。必ず嘉手納町教育委員会に申請の上、医療券の交付を受けてから受診してください。保健医療診療の自己負担分が援助されます。</p>			
PTA会費・生徒会費	クラブ活動費				

詳しくは、各学校、又は嘉手納町教育委員会教育指導課までお問い合わせください。

教育指導課 956-1111（内線269）  
 屋良小学校 956-2214  
 嘉手納小学校 956-2264  
 嘉手納中学校 956-2263  
 嘉手納町教育委員会HP <http://www.educ.kadena.okinawa.jp/>

